

(別紙)

## 香川県立屋島少年自然の家シーツリース単価契約仕様書

香川県立屋島少年自然の家（以下「施設」という。）が賃借するシーツリース単価契約について、貸主（以下「受託者」という。）は、この仕様書に基づいて常に最良の状態になるよう業務を行うものとする。

なお、業務の実施にあたっては、受託者は常に施設の指示を受けるものとする。

### 1 業務場所

香川県立屋島少年自然の家

### 2 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 シーツ年間使用枚数（利用者数により増減がある。）

シーツ 26, 900枚、ピロケース 13, 450枚

### 4 業務内容

- (1) 受託者は、受託者が所有するクリーニングした清潔なシーツ・ピロケースを施設にリースするものとする。また、受託者は、リースしたシーツ・ピロケースを施設が返却する状態となった場合は速やかに回収するものとする。
- (2) リースを受けるシーツは汎用型（およそ140cm×220cm）、ピロケースは筒型・袋型（およそ30cm×50cm）とし、施設の指定する条件に適合するものとする。

### 5 業務実施基準

- (1) 受託者は、リース業務を行うにあたり、施設の業務に支障を与えないよう、十分な処理能力及び十分な数量のシーツ・ピロケースを有しなければならない。
- (2) 受託者は、クリーニングした清潔なシーツ・ピロケースを第1宿泊棟リネン室及び第2宿泊棟南階段下（以下「所定の場所」という。）に設置されているシーツ収納庫に整理して納品するものとする。また、受託者は、施設の業務に支障を与えないよう、施設と協議の上、納品を行わなければならない。
- (3) 受託者は、納品するシーツ・ピロケースを10枚1束にして納品しなければならない。また、必ず納品書を施設に提出し、施設の職員の検収を受けなければならない。
- (4) 受託者は、施設の宿泊者が退所する日に使用済みシーツ・ピロケースを所定の場所から集荷・回収しなければならない。ただし、使用済みシーツ・ピロケースの枚数が少ない時等は、施設、受託者協議の上、集荷日を別に定めることができるが、そのことによ

り、施設の業務に支障を与えてはならない。

- (5) 受託者は、所定の場所に使用済みシーツ・ピロケースを収納できる袋等を備え置き、所定の場所が常に清潔で整理されるよう配慮しなければならない。
- (6) 受託者は、作業の実施にあたり、建物及び工作物、第三者等に対し損害を与えた時は、受託者の責任において解決するものとする。
- (7) その他の事項については、隨時、施設の指示に従うものとする。